平成３０年（フ）第２９号
福岡県糟屋郡志免町南里３丁目５番31号　アベニール南里201号
債務者　黒川　　勉
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３５号
福岡市博多区三筑２丁目10番２―402号
債務者　吉田　麻衣
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４８号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町11番26号　エクセリア内屋敷205号
債務者　永冨　小幸
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１４号
鹿児島県鹿児島市新照院町13番29―501号
債務者　安藤　城二
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４５号
秋田県北秋田市綴子字田中表150番地８、前住所神奈川県川崎市麻生区岡上1441番地17ハイランドビュー鶴川Ⅱ101
債務者　鈴木　恭介
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第４２５号
岐阜県関市巾３丁目300番地１　ハイツ百年４Ｄ
債務者　野澤　知子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１号
島根県江津市二宮町神主2214番地19
債務者　正田　佳代
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第３号
福岡県宮若市宮田340番地４　ヴィラナリー宮田桐野１棟103号
債務者　渕野　源己
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第６号
北海道苫小牧市青雲町３丁目８番６号　ルピナスＡ206
債務者　松本　健一
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１０号
北海道苫小牧市澄川町１丁目５番19号　ハイツフラワー201
債務者　川端　　望
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第４５号
福島県白河市関川窪15番地　県営３－２号
債務者　小貫さよ子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第１０９７号
千葉県船橋市習志野台８丁目18番16―403号
債務者　石川　昌生
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５５号
千葉県市原市古市場193番地２　クレールヴィラ202
債務者　髙橋　和美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９３号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区７棟512号
債務者　加藤　和夫
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０１号
千葉県八千代市大和田新田164―38、住民票上の住所千葉県八千代市大和田新田430番地28
債務者　髙橋　房江
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１２号
千葉県浦安市堀江２丁目23番26―202号　コリナセッテ
債務者　大沼　竜平
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係